

〔問 7〕 労働基準法の監督機関の権限に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- A 旅館又は飲食店については、酒席につく業務であるかどうかを問わず、満12歳以上の児童をその者の修学時間外に使用する許可をしてはならないこととされている。
- B 使用者は、妊娠中の女子及び産後1年間を経過しない女子が請求した場合には深夜業をさせてはならないが、監視又は断続的労働については、これらの者が請求した場合であっても、所轄労働基準監督署長の許可を受けて、深夜業に従事させることができる。
- C 労働基準法第58条第2項に基づく未成年者に不利であると認められる場合の行政官庁による労働契約の解除は所轄労働基準監督署長が行い、労働基準法第71条の規定に基づく職業訓練に関する特例の許可は所轄都道府県労働基準局長が行う。
- D 常時10人以上の労働者を就業させる事業において附属寄宿舍を新設する場合には、使用者は、工事着手14日前までに所定の様式による計画を所轄労働基準監督署長に提出しなければならず、所轄労働基準監督署長は、労働者の安全及び衛生に必要であると認めるときには、工事の着手を差し止め、又は計画の変更を命ずることができる。
- E 労働者を就業させる事業の附属寄宿舍が、事業附属寄宿舍規程又は建設業附属寄宿舍規程に反し、かつ労働者に急迫した危険がある場合には、これを発見した労働基準監督官は、即時にその使用の停止を命ずることができる。